

南砺市地域防災力向上支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月31日

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市地域防災力向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南砺市補助金等交付規則（平成16年南砺市規則第36号）第20条の規定に基づき、南砺市地域防災力向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、災害による被害を最小限に抑えるために不可欠な地域住民の防災力の向上を図るため、自主防災組織に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自主防災組織の資機材整備の促進に関する事業（以下「自主防災組織資機材整備事業」という。）、自主防災組織の活動活性化に向けた研修・訓練等に関する事業（以下「自主防災組織研修・訓練等促進事業」という。）、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に関する事業（以下「地区防災計画策定促進事業」という。）に関するものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

(1) 自主防災組織資機材整備事業

災害による被害を最小限に抑えるために不可欠な地域住民の「自助・共助」による地域防災力の向上のため、自主防災組織の防災資機材及び防災資機材を保管する倉

庫等の整備（防災資機材の損耗更新・修理を含む。）に対するもので、次の表のとおりとする。

初期消火用資機材	初期消火活動に必要な資機材
救助用資機材	救助活動に必要な資機材
救護用資機材	救護活動に必要な資機材
訓練用資機材	防災訓練（図上訓練を含む。）等に必要な資機材
避難誘導用資機材	避難誘導に必要な資機材
避難所運営用資機材	避難所運営に必要な資機材
情報伝達用資機材	防災活動の情報伝達に必要な資機材
浸水防止資機材	浸水防止、排水等に必要な資機材
防災倉庫	防災資機材等を保管するための簡易な倉庫等
その他	その他、市長が定める防災資機材等

(2) 自主防災組織研修・訓練等促進事業

自主防災組織の活動活性化のための最初の一步となる研修及び住民参加型の実動防災訓練に対するもので、次の表のとおりとする。

研 修	1 研修会、講演会 2 ワークショップ 3 図上訓練 4 その他市町村長が定める研修に類する事業
訓 練	住民参加型の実動防災訓練
その他	その他、市長が定める教育訓練

(3) 地区防災計画策定促進事業

地区防災計画の策定に要した経費全般（講師に対する謝礼・交通費、会場代、印刷製本費等）

（補助金の額等）

第5条 補助金の交付の補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

事業名	補助率	限度額
自主防災組織資機材整備事業	補助対象経費の4分の3以内	1 自主防災組織あたり300千円 ただし、資機材整備を通じた活動強化計画を策定する場合は、

		600千円
自主防災組織研修・ 訓練等促進事業		1 自主防災組織あたり 200千円
地区防災計画策定促 進事業		1 自主防災組織あたり 200千円

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）

は、地域防災力向上支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施事業に応じて市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、地域防災力向上支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条に規定する補助金交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、速やかに地域防災力向上支援事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 請求書又は領収書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、実施事業に応じて市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、地域防災力向上支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求は、地域防災力向上支援事業補助金請求書（様式第5号）に

よる。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 1 0 条関係)